

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更等(三件)
生活保護法による医療機関の指定
鳥取県農業会議の常任会議員の定数
新たに行おうとする土地改良事業の認可(五件)
- 土地改良法による換地処分(三件)
- 土地改良事業の認可(二件)
- 建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

告 示

鳥取県告示第八百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による西伯地区猪小路工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十四年十二月一日現在の地番による。)
大字猪小路 字尻田	大字猪小路字尻田の全域、大字猪小路字夏焼の全域、大字猪小路字尻田奥の全域及び大字猪小路字尻田下モ一〇三
大字猪小路 字尻田下モ	大字猪小路字尻田下モのうち一〇三以外の区域
廃止する字の名称	大字猪小路字夏焼及び大字猪小路字尻田奥

鳥取県告示第八百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による柏尾地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十四年十二月一日現在の地番による。）
大字福成 字三斗東	大字福成字三斗東のうち一四八六の一、一四八七の一、一四八八から一四九〇まで、一四九一の一、一四九二の二、一四九三、一四九四の一、一四九四の二、一四九六、一四九六第一、一四九七、一四九八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九八の一、一四九八の二及び一四九九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福成 字河原田	大字福成字河原田の全域、大字福成字三斗東一四八六の一、一四八七の一、一四八八から一四九〇まで、一四九一の二の一部、一四九四の二の一部、一四九六の一部、一四九六第一、一四九七、一四九八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九八の一、一四九八の二及び一四九九と一体をなす国有地の一部、大字福成字ミツサト一五五一

の二の一部、一五五一の四、一五五一の八の一部、大字福成字ウヘ畑西二二三二の二、二二三二の三、二二三五、二一三六、二一三七の一、二一三七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字ウヘ畑二一四一、二一四二の一部、二二六六の一部、二二六九の一部、二二六九の二、二二七〇の一部、二二七一から二二七七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字前河原二一八四の一、二一八四の二、二一八五、二一八六、二一八七の二から二一八七の三まで、二二八八の一、二二八八の二、二二八九から二二九一まで、二二九一第一、二二九二の二から二二九二の四まで、二二九三から二二九八まで、二二九九の一、二二九九の二、二二〇〇の一、二二〇〇の二、二二〇一、二二〇二から二二〇七までの一部、二二〇八の一、二二〇八の二、二二〇九から二二二二まで、二二二三の一部、二二二四の一部、二二二五の四の一部、二二二六の一部、二二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字前河原南二二二五の一部、二二三一の一部、二二三二の一部、二二三三の二の一部、二二三三の三、二二三三の四の一部、二二三四の一部、二二三五の一、二二三五の二の一部、二二三六、二二三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字前河原北二二六四第一の一部、二二六四の二の一部、二二六七の一部、二二六八の一、二二六九の一部、二二七〇の一、二二七〇の二、二二七一、二二七二の一、二二七五の一、二二

<p>大字福成 字前河原</p>	<p>七五の三、二二七六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福成字前河原のうち二一八四の一、二一八四の二、二一八五、二一八六、二一八七の二から二一八七の三まで、二一八八の一、二一八八の二、二一八九から二一九一まで、二一九一第一、二一九二の二から二一九二の四まで、二一九三から二一九八まで、二一九九の一、二一九九の二、二二〇〇の一、二二〇〇の二、二二〇〇の三、二二〇〇の四から二二〇七までの一部、二二〇八の一、二二〇八の二、二二〇九から二二一二まで、二二一三の一部、二二一四の一部、二二一五の四の一部、二二一六の一部、二二一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福成字三斗東一四九一の一部、一四九一の二、一四九二の一、一四九二の二、一四九三、一四九四の一、一四九四の二の一部、一四九六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字ミツサト一五五一の一部、一五五一の八の一部、一五五二、一五五三の一、一五五四の一、一五五六の一、一五五七の一、一五五八の一、一五五九の一、一五六〇の一、一五六七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字福成字ウへ畑のうち二二四一、二二四二の一部、二二六六の一部、二二六九の一部、二二六九の二、二二七〇の一部、二二七一から二二七七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福成字前河原南のうち二二二五の一部、二二三一の一部、二二三二の一部、二二三三の一部、二二三三の二の一部、二二三三の三、二二三三の四の一部、二二三四の一部、二二三五の一、二二三五の二の一部、二二三六、二二三九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字福成字前河原北二二六二、二二六三の一、二二六四第一の一部、二二六四の二、二二六四の三、二二六五、二二六六の一、二二六六の二、二二六七の一部、二二六七の二、二二六九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字福成 字ミツサト</p>	<p>大字福成字ミツサトのうち一五五一の一、一五五一の四、一五五一の八、一五五二、一五五三の一、一五五四の一、一五五六の一、一五五七の一、一五五八の一、一五六五の一、一五六六の一、一五六七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字福成 字ウへ畑西</p>	<p>大字福成字ウへ畑西のうち二二三二の二、二二三二の三、二二三五、二二三六、二二三七の一、二二三七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字福成 字前河原北</p>	<p>大字福成字前河原北二二七二の二、二二七三、二二七四の二から二二七四の四まで、二二七五の二、二二七七、二二七八の一、二二七八の二、二二七九、二二七九の二から二二七九の三まで、二二八〇、二二八一、二二八三から二二八五まで、二二八六の一、二二八六の二、二二八七、二二八八の一、二二八八の二、二二八九の一、二二八九の二、二二九〇の一、二二九〇の二、二二九二、二二九六及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字福成 字ナメラ谷</p>	<p>大字福成字ナメラ谷の全域、大字福成字砂田ノ上の全域、大字福成字ナラメ谷東の全域並びに大字福成字イモト谷一三三五、二三三六、二三三八の一、二三三九、二三四〇、二三四一の一、二三四一の二、二三四二、二三四三の五及び二三四三の六と一体をなす国有地</p>
<p>大字福成 字平ノ前</p>	<p>大字福成字平ノ前の全域、大字福成字平ノ前下の全域、大字福成字菅蒲田の全域、大字福成字三蔵田の全域、大字福成字坂之下二五二五の一部、二五二一の五の一部、二五二三の二の一部、二五二三の二の一部、二五二四、二五二五の一部、二五二六から二五三六まで、二五三七の一、二五三八、二五三九、二五四〇の一、二五四〇の二及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字中溝のうち二五七六の一部、二五七七の一部、二五七八の一部、二五七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福成字水引二五八〇の一の一部、二五九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字坂ノ下中二六〇七の一部並びに大字福成字穴田北二八二五の五及び二八二五の六</p>
<p>大字福成 字坂之下</p>	<p>大字福成字坂之下のうち二五一五の一部、二五二二の三の一部、二五二二の五の一部、二五二二の一部、二五二三の二の一部、二五二三の二の一部、二五二四、二五二五、二五二六から二五三六まで、二五三七の一、二五三八、二五三九、二五四〇の一、二五四〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二五二二の四、二五二二及び二五二六と一体をなす国有地の一部以外の区域及び大字福成字才藤場</p>
<p>大字福成 字水引</p>	<p>山二五四二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福成 字マキガ坪</p>	<p>大字福成字水引のうち二五八〇の二の一部、二五九〇の一部、二五九三から二五九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福成字坂之下二五二二の三の一部、二五二二の一部、二五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五二二の四、二五二二及び二五二六と一体をなす国有地の一部、大字福成字中溝二五七六の一部、二五七七の一部、二五七八の一部、二五七九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字坂ノ下中のうち二六〇七の一部以外の区域、大字福成字坂ノ下西二六二七の一、二六二七の二の一部、二六二七の三の一部、二六二八の一、二六二八の二、二六二八の三の一部、二六二八の七、二六二八の九の一部、二六三二の一部、二六三二の二の一部、二六三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字末光二七〇三の二の一部及び二七〇四の一部</p>
<p>大字福成 字マキガ坪</p>	<p>大字福成字マキガ坪のうち二六六一の一から二六六一の三までの一部及び二六六二の二の一部以外の区域、大字北方字道端北二九一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字水引二五九三から二五九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字坂ノ下西のうち二六二七の一、二六二七の二の一部、二六二七の三の一部、二六二八の一、二六二八の二、二六二八の三の一部、二六二八の七、二六二八の九の一部、二六三一の一部、二六三二の一部、</p>

<p>大字福成 字マキガ坪下</p>	<p>大字福成字マキガ坪下のうち二六三四の一、二六三四の二、二六三五、二六三六、二六三七の二から二六三七の七まで、二六四七の二から二六四七の五まで、二六四八から二六五〇まで、二六五二から二六五四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字福成 字末光</p>	<p>大字福成字末光のうち二七〇二、二七〇三の二から二七〇三の三まで及び二七〇四以外の区域、大字福成字マキガ坪二六六一の一から二六六一の三までの一部及び二六六一の二の一部並びに大字福成字穴田二六六四の一部、二六六五の一部、二六六六、二六六七、二六六八の一、二六六八の二、二六六九、二六七〇の六、二六七一の二、二六七二、二六七二内第一、二六七二内第二、二六七三から二六七六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字福成 字穴田</p>	<p>大字福成字穴田のうち二六六四から二六六七まで、二六六八の一、二六六八の二、二六六九、二六七〇の六、二六</p>
------------------------	--	---------------------	--	---------------------	--

<p>廃止する 字の名称</p>	<p>大字福成字前河原南、大字福成字ウヘ畑、大字福成字砂田ノ上、大字福成字ナメラ谷東、大字福成字平ノ前下、大字福成字草蒲田、大字福成字三蔵田、大字福成字中溝、大字福成字坂ノ下西及び大字福成字坂ノ下中</p>	<p>大字福成 字才藤場山 字道端北</p>	<p>大字福成字才藤場山のうち二五四二と一体をなす国有地以外の区域 大字北方 字道端北のうち二九一の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字福成 字イモト谷</p>	<p>大字福成字イモト谷のうち二二三三五、二二三三六、二二三三八の一、二二三三九、二三四〇、二三四一の一、二三四一の二、二三四二、二三四三の五及び二三四三の六と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字福成 字穴田北</p>	<p>大字福成字穴田北のうち二八二五の五及び二八二五の六以外の区域 七一の二、二六七二、二六七二内第一、二六七二内第二、二六七三から二六七六まで及びこれらと一体をなす国有地、の一部以外の区域</p>
----------------------	---	--------------------------------	---	-----------------------	---	----------------------	---

鳥取県告示第八百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による佐陀川右岸地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十五年二月一日現在の地番による。）
下郷字坊ヶ堀	<p>下郷字坊ヶ堀のうち一九四の一部、一九五の一、一九六の一の一部、二〇三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下郷字東為平の全域、下郷字中坪一八九の一の一部、一九〇の一の一部、一九〇の二、一九〇の三、一九一の一から一九一の三までの一部、一九一の四、一九二の一部、一九二内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字西為平の全域、下郷字中石業の全域、下郷字西坊ヶ堀のうち二四〇の一の一部以外の区域、下郷字杉山根二五二の一、二五三の一、二五七の三、二五八の三及びこれらと一体をなす国有地、下郷字竹之下北のうち二七二から二七五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに下郷字竹之下上二七六の一部、二七七の一の</p>

下郷字杉山根	一部及びこれらと一体をなす国有地
下郷字杉山上	<p>下郷字杉山根のうち二五二の一、二五三の一、二五七の三、二五八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>下郷字杉山上のうち二六三の一の一部及び二六三の二の一部以外の区域、下郷字竹之下北二七二から二七五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字竹之下上二七七の一の一部及び二七七の一と一体をなす国有地の一部並びに下郷字竹之下西二九〇の一部</p>
下郷字中坪	<p>下郷字中坪のうち二七九の一部、一八八の一部、一八九の一の一部、一九〇の一の一部、一九〇の二、一九〇の三、一九一の一から一九一の三までの一部、一九一の四、一九二の一部、一九二内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下郷字長江田一三三の一部、一三四の一、一三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字コマ路一三六の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字井手領ノ西一七五の一部、一七六の一部、一七七の一の一部、一七七の二の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字坊ヶ堀一九四の一部、一九五の一、一九六の一の一部、二〇三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字西坊ヶ堀二四〇の一の一部並びに中間字亀尾田二二三の二、二二四の三の一部、二二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

下郷字竹之下上

下郷字竹之下上のうち二七六の一部、二七七の二の一部、二八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七七の二及び二八一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、下郷字井手領ノ西一七五の一部、一七六の一部、一七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七二の二、一七三の二、一七三の三、一七四の二及び一七五と一体をなす国有地の一部、下郷字中坪一八八の一部、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地下郷字西坊ケ堀二四〇の二の一部、下郷字竹之下北二七五の一部並びに下郷字竹之下西二四八、二八五の二の一部、二八七から二九〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地

下郷字竹之下西

下郷字竹之下西のうち二八四、二八五の二の一部、二八七から二九〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに下郷字杉山上二六三の二の一部及び二六三の二の一部

下郷字五反田二

下郷字五反田二のうち一一七、一一八、一一九から一二二までの一部、一二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二と一体をなす国有地の一部以外の区域、下郷字長江田一三二、一三三、一三三の二の一部、一三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字コマ路一三六の一部、一三七の一部、一三八の二から一三八の四まで、一三九の一部、一四一の二の一部、一四二の二の一部、一四二、一四三の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字土井之東一五〇の二の一部、一五一の二

下郷字土井之東

下郷字土井之東のうち一五〇の二の一部、一五一から一五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五二及び一五三と一体をなす国有地の一部以外の区域、下郷字中島一〇七の二の一部、一〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字五反田二一一の二の一部、下郷字コマ路一三九の一部、一四〇、一四一の二の一部、一四二の二の一部、一四三の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字土井之内一六八の三、一六八の四、一六九、一七〇の二、一七〇の四及びこれらと一体をなす国有地、下郷字井手領ノ西一七五の一部、一七七の二の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字中坪一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下郷字竹之下上二八一の二の一部及び二八一の二と一体をなす国有地の一部

下郷字土井之内

下郷字土井之内のうち一六八の三、一六八の四、一六九、一七〇の二、一七〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下郷字井手領ノ

下郷字井手領ノ西のうち一七五、一七六、一七七の二、

西	<p>一七七の二、一七八及びこれらと一体をなす国有地並びに 一七二の二、一七三の一、一七三の二及び一七四の二と一 体をなす国有地の一部以外の区域</p>	下郷字五反田一	<p>下郷字五反田一のうち一一三の一部、一一四、一一五の 一部、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の 区域、下郷字繩手添ノ二 七六の一部及びこれと一体をな す国有地、下郷字土井ノ下八一の一部、八八の一の一部、八 九の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字中島一一 〇の一と一体をなす国有地の一部、下郷字五反田一一一 七、一一八、一一九から一二二までの一部、一二九の一部 及びこれらと一体をなす国有地、下郷字土井之東一五三と 一体をなす国有地の一部、尾高字垣ノ内西一九五五の一部 一九五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字塚 田上一九五七の一部、一九五八の一の一部、一九五八の二、 一九六〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに中間字 塚田二三八の一、二三八の二、二三八の四、二三九、二四 〇の一、二四一、二四二の一、二四二の二、二四三の二か ら二四三の四まで、二四四の二、二四五の三、二四六の四 及びこれらと一体をなす国有地</p>	下郷字中島	<p>下郷字中島のうち一〇七の一の一部及び一〇八の一部並 びに一〇七の二、一〇八の一及び一〇〇の一と一体をなす 国有地の一部以外の区域並びに下郷字土井之東一五三の一 部及び一五四の一部</p>
下郷字土井ノ下	<p>下郷字土井ノ下のうち七九から八一まで、八八の一、八 九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	下郷字繩手添ノ二	<p>下郷字繩手添ノ二のうち七六の一部及びこれと一体をな す国有地以外の区域、下郷字繩手添ノ一 五五の一の一部、 五五の二、五六の一の一部、五六の二、五七の一部、五九 の一部、六〇、六一の一、六一の二及びこれらと一体をな す国有地、下郷字土井屋敷七〇、七一の二及び七二並びに 六八、七一の一及び七一の二と一体をなす国有地の一部、 下郷字土井ノ下七九、八〇、八一の一部、八八の一の一部、 八九の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字五反田 一一一三の一部、一一四、一一五の一部、一一六の一部 及びこれらと一体をなす国有地、尾高字垣ノ内東一九四五 の一、一九四六の一及びこれらと一体をなす国有地、尾高 字駄渡り二 一九四八の一の一部、一九四九の一及びこれ らと一体をなす国有地、尾高字垣ノ内西一九五〇から一九 五四まで、一九五五の一部、一九五六の一部及びこれらと 一体をなす国有地並びに尾高字塚田上一九五七の一部及び 一九五八の一の一部</p>	下郷字土井屋敷	<p>下郷字土井屋敷のうち七〇、七一の二及び七二並びに六 八、七一の二及び七一の二と一体をなす国有地の一部以外 の区域</p>
下郷字道ノ下	<p>下郷字道ノ下のうち三九六の二から三九六の三まで、三 九七、三九八、三九九の一、三九九の二、四〇〇の一部、</p>				

<p>下郷字地主木</p>	<p>四〇一の二の一部、四〇二の三の一部、四〇二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下郷字下澤辺</p>	<p>下郷字地主木のうち三六六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下郷字井手添</p>	<p>下郷字下澤辺の全域、下郷字地主木三六六の一部及びこれと一体をなす国有地、下郷字道ノ下三九六の一から三九六の三まで、三九七、三九八、三九九の一、三九九の二、四〇〇の一部、四〇一の二の一部、四〇二の三の一部、四〇二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字澤邊四一四の一、四一四の四、四一五の一から四一五の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに下郷字井手ノ手二四一六第一、四二六の一、四二六の二、四一七の一から四一七の三まで、四二七の一部、四二八の一部、四二九の一から四二九の三まで、四三〇の一、四三〇の二、四三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下郷字井手添</p>	<p>下郷字井手添のうち四七の一部、五二の一から五二の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下郷字花カケ三三の一部、下郷字長登路四一から四三までの一部、四五の一部、四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字繩手添ノ一五四、五五の一部、五六の一部、五七から五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字花掛ノ一八七四の一部、一八七七の一部、一八七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに</p>
<p>下郷字繩手添ノ一</p>	<p>尾高字駄渡り二一九四八の二の一部</p>
<p>下郷字クラメ河原一</p>	<p>下郷字繩手添ノ一 五八の一部、五九の一部、六二、六三の一、六三の二及びこれらと一体をなす国有地、下郷字クラメ河原一二二の一部、一五の一部、一六、一七の一部、一八の一部、一九、二〇の一部、二二の一部、二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四と一体をなす国有地の一部、二八の二の一部、二八の三の一部、二九の二の一部、二九の三の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下郷字花カケ三一、三二、三三の一部、三四の一部、三五、三六の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字長登路四二の一部、四三の一部、四四、四五の一部、四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字井手添四七の一部及びこれと一体をなす国有地、尾高字クラメ川一五七三から一五七五までの一部、一五七六の一、一五七六の二の一部、一五七六の三の一部、一五七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに尾高字橋詰一六〇四の一部、一六〇八の三の一部、一六一一の一部、一六一二の二の一部、一六一二の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下郷字クラメ河原一</p>	<p>下郷字クラメ河原一のうち二二の一部、一五の一部、一六、一七の一部、一八の一部、一九、二〇の一部、二二、二二の二の一部、二二の三から二二の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一四と一体をなす国有地の一部以外の</p>

<p>下郷字澤邊</p>	<p>区域</p> <p>下郷字澤邊のうち四一四の一、四一四の四、四一五の一から四一五の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下郷字井手ノ手 二</p>	<p>下郷字井手ノ手のうち四一六第一、四一六の一、四一六の二、四一七の一から四一七の三まで、四二七の一部、四二八の一部、四二九の一から四二九の三まで、四三〇の一、四三〇の二、四三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下郷字河原田</p>	<p>下郷字河原田の全域、下郷字クラメ河原一 二〇の一部、二二の一部、二二の一の一部、二二の二から二二の五まで及びこれらと一体をなす国有地、下郷字クラメ河原二 三、二四の一部、二八の一の一部、二八の三の一部、二九の一の一部、二九の二、三〇の一の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地、尾高字北中島ノ下一五六一の一の一部、一五六二の二の一部、一五六二、一五六四の一部、一五六五の一の一部、一五六五の二の一部、一五六五の三、一五六五の四の一部、一五六六の一の一部、一五六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに尾高字クラメ川一五七三の一部及び一五七四の一部</p>
<p>尾高字フケ田</p>	<p>尾高字フケ田一九三二の一の一部、一九三二の二の一部、一九三五の一の一部、一九三五の二の一部及びこれらと</p>
<p>尾高字塚田上</p>	<p>尾高字塚田上のうち一九五七、一九五八の一、一九五八の二、一九六〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾高字フケ田一九三二の一の一部、一九三二の二の一部、一九三三の一、一九三三の二の一部、一九三三の三、一九三三の四、一九三四の一部、一九三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字垣ノ内東一九四二の一の一部及び一九四三、尾高字フケ田四ノ二の全域、尾高字フケ田ノ一 一九六五、一九六六の一から一九六六の三まで、一九七〇の一の一部、一九七二の一の一部、一九七二の二の一部、一九七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、中間字中曾祿の全域、中間字塚田二四四の一、二四五の一及びこれらと一体をなす国有地、中間字深田二六一の一、二六二の四から二六二の六まで、二六三の四、二六四の一から二六四の五まで、二六五、二六六の一の一部</p>
<p>尾高字塚田上</p>	<p>尾高字塚田上のうち一九五七、一九五八の一、一九五八の二、一九六〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾高字フケ田一九三二の一の一部、一九三二の二の一部、一九三三の一、一九三三の二の一部、一九三三の三、一九三三の四、一九三四の一部、一九三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字垣ノ内東一九四二の一の一部及び一九四三、尾高字フケ田四ノ二の全域、尾高字フケ田ノ一 一九六五、一九六六の一から一九六六の三まで、一九七〇の一の一部、一九七二の一の一部、一九七二の二の一部、一九七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、中間字中曾祿の全域、中間字塚田二四四の一、二四五の一及びこれらと一体をなす国有地、中間字深田二六一の一、二六二の四から二六二の六まで、二六三の四、二六四の一から二六四の五まで、二六五、二六六の一の一部</p>

尾高字京田ノ二	尾高字京田ノ二 一八五九の一部、一八六〇、一八六一	尾高字坂ノ下	尾高字坂ノ下の全域、尾高字土居脇一六一九の一部及びこれと一体をなす国有地、尾高字瓦屋敷のうち一八二三の一部、一八一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八一五と一体をなす国有地の一部以外の区域、尾高字松ノ前ノ上のうち一八三三の一部、一八三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾高字松ノ前ノ下のうち一八五〇の一部以外の区域、尾高字京田ノ二 一八五一の一部、一八五三の一部、一八五三の二の一部、一八六一の二の一部、一八六一の二の一部、一八六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに尾高字山根一八九〇の一部及びこれと一体をなす国有地	尾高字駄渡り二	尾高字駄渡り二 一九四七の二、一九四八の二、一九四九の二及びこれらと一体をなす国有地		三の三までの一部、一八八四の一、一八八四の二の一部、一八八四の三、一八八五、一八八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字駄渡り一九二一の二の一部、一九二二の二、一九二三の一部、一九二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字垣ノ内東一九三八の二の一部、一九三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字駄渡り二一九四七の一及びこれと一体をなす国有地並びに下郷字井手添五二の一から五二の四まで及びこれらと一体をなす国有地
尾高字土居脇	尾高字土居脇のうち一六一六の二の一部、一六一七から一六一九までの一部、一六二二の一部、一六三二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六三九の一及び一六三九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、尾高字橋	尾高字京田ノ一	尾高字京田ノ一のうち一八六五、一八六六の一、一八六七、一八六九の一部、一八七二、一八七三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、尾高字橋詰一六一一の一部及び一六二二の二の一部、尾高字花掛ノ一 一八七四の一部、一八七五、一八七六、一八七七の二の一部、一八七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下郷字花カケ三三の一部、三四の一部、三六の一部、三七の一部、三八の一部、三八の三の一部、三九の二の一部、四〇の一、四〇の二、四〇の三の一部、四〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに下郷字長登路四一の一部及びこれと一体をなす国有地		の二の一部、一八六一の二の一部、一八六二の一部、一八六三の二、一八六三の二、一八六四及びこれらと一体をなす国有地、尾高字土居脇一六一六の二の一部、一六一七から一六一九までの一部、一六二二の一部、一六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字松ノ前ノ上一八三三の一部、一八三四及びこれらと一体をなす国有地、尾高字京田ノ一 一八六五、一八六六の二、一八六七、一八七二、一八七三及びこれらと一体をなす国有地並びに尾高字花掛ノ一、一八七八の二の一部及びこれと一体をなす国有地		

<p>尾高字北中島ノ上</p>	<p>尾高字北中島ノ上 一五三四の三から一五三四の三まで、 一五三五、一五三五の一、一五三五の二、一五三六及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>尾高字北屋敷西</p>	<p>尾高字北屋敷西のうち一六六四の一の一部、一六六五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四三の一、一六四三の二、一六五三の一、一六五四、一六六三及び一六六四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>尾高字橋詰</p>	<p>尾高字橋詰一六〇一の一、一六〇一の二の一部、一六〇一の三から一六〇一の八まで、一六〇二の一から一六〇二の三までの一部、一六〇二の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに尾高字土居脇一六三九の一及び一六三九の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>尾高字中島</p>	<p>尾高字中島のうち一五二三の一の一部、一五二三の二、一五二三の三、一五二四の一部、一五二四の一の一部、一五二七の一部、一五二八の一の一部、一五二八の三の一部、一五二九の一部、一五二九第一の一部、一五三〇の一、一五三〇の二の一部、一五三二の一、一五三二の二、一五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並</p>
<p>尾高字西中島</p>	<p>尾高字西中島の全域、尾高字後河原一四五七の二の一部、一四五八の一部、一四五九の一の一部、一四六〇の一部、一四六一の一部、一四六二の一の一部、一四六二の三の一部、一四六三の一の一部、一四六三の三の一部、一四六四及びこれらと一体をなす国有地、尾高字河原田一四九二から一四九四までの一部、一四九七の一の一部、一四九九の二の一部、一四九九の三の一部、一四九九の二の一部、一四九九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>尾高字前田</p>	<p>尾高字前田のうち一四四七、一四四九、一四五一の一、一四五一の二、一四五一の四及び一四五五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>尾高字河原田</p>	<p>尾高字河原田のうち一四九二から一四九四までの一部、一四九六の三から一四九六の三までの一部、一四九七の一、一四九七の二、一四九八の三から一四九八の三まで、一四九九の二から一四九九の三まで、一五〇〇、一五一四の一、</p>		

<p>尾高字井手ノ上</p>	<p>一五二六、一五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 の一部並びに一五二二、一五二三の三、一五三三の七、一五 一四の二二、一五一四の二一、一五一四の二二及び一五一 七の一と一体をなす国有地以外の区域、尾高字前田 一四四七、一四四九、一四五一の一、一四五一の二、一四 五一の四及び一四五五と一体をなす国有通の二部並びに尾 高字後河原一四五六、一四五七の一、一五四七の二の一部 一四五七の三、一四五八の一部、一四五九の二の一部、一 四五九の二、一四五九の三、一四六〇の一部、一四六一の 一部、一四六二の二の一部、一四六二の二、一四六二の三 の一部、一四六三の二の一部、一四六三の二、一四六三の 三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>尾高字榎ヶ成ノ 二</p>	<p>尾高字井手ノ上のうち一〇八一の二から一〇八一の六ま で、一〇八二の二から一〇八二の三まで、一〇八三の一、 一〇八三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>尾高字榎ヶ成ノ 二</p>	<p>尾高字榎ヶ成ノ二 五二一の二の一部、五二二の二、五 一三の二の一部、五二四の二の一部、五二六の二、五二六 の三の一部、五二七の二の一部、五二八の二から五二八の 四まで、五二九の二、五二九の三、五三〇の二、五二一 の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに尾高字井 手ノ上二〇八一の二から一〇八一の三までの二、一〇八 一の四、一〇八一の六の一部、一〇八二の二、一〇八二の 三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>尾高字榎ヶ成ノ 一</p>	<p>尾高字榎ヶ成ノ一の全域、尾高字榎ヶ成ノ二のうち五一 一の二の一部、五二二の二の一部、五二二の二の一部、五二二 の四の一部、五二六の二、五二六の三の一部、五二七の一 から五二七の三までの二、五二八の二から五二八の四ま で、五二九の二、五二九の三、五三〇の二、五二二の一 の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに赤 井手字小谷五八五、五八五の一、五八六の一、五八七、五 八八、五八九の一、五八九の二の一部五九〇の二の一部、 五九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>赤井手字小谷</p>	<p>赤井手字小谷のうち五八五、五八五の一、五八六の一、 五八七、五八八、五八九の一、五八九の二の一部、五九〇 の二の一部、五九一の二の一部及びこれらと一体をなす国 有地以外の区域、尾高字榎ヶ成ノ二 五二七の二から五一 七の三までの二及びこれらと一体をなす国有地並びに尾 高字井手ノ上二〇八一の二から一〇八一の三までの二、 一〇八一の五、一〇八一の六の一部、一〇八二の二、一〇 八二の三の一部、一〇八三の二、一〇八三の二及びこれら と一体をなす国有地</p>
<p>廃止する字の名 称</p>	<p>下郷字クラメ河原二、下郷字花カケ、下郷字長登路、下 郷字長江田、下郷字コマ路、下郷字東為平、下郷字西為平、 下郷字中石業、下郷字西坊ヶ堀、下郷字竹之下北、尾高字 後河原、尾高字クラメ川、尾高字瓦屋敷、尾高字松ノ前ノ 上、尾高字松ノ前ノ下、尾高字駄渡り三、尾高字駄渡り一、</p>

尾高字フケ田上、尾高字フケ田下、尾高字垣ノ内西、尾高字フケ田ノ一、尾高字フケ田ノ二、中間字亀尾田、中間字深田、中間字坂ノ下、中間字中曾祿及び中間字塚田

鳥取県告示第八百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂口内科	米子市尾高町一―二	昭和五十五年九月五日

鳥取県告示第八百十九号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十七条の二第二項第一号及び第四号の規定による鳥取県農業会議の常任議員の定数を次のとおり定め、昭和三十四年八月鳥取県告示第四百六十九号（鳥取県農業会議議員の定数について）は、廃止する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 法第四十一条第二項第一号に該当する者の定数 十五人
- 二 法第四十一条第二項第四号に該当する者の定数 二人
- 三 法第四十一条第二項第五号に該当する者の定数 三人
- 四 法第四十一条第二項第六号に該当する者の定数 三人

鳥取県告示第八百二十号

北谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（北谷第一地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十一号

北谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（北谷第二地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十二号

北谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(北谷第二地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十三号

北谷土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(北谷第一地区農業用水と農道整備を一体としたもの)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十四号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(西伯(常清)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯地区猪小路工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る柏尾地区の換地処分をした旨の届出があつ

たので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐陀川右岸地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十八号

若桜町から申請のあつた町営土地改良（上高野地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一規の規定に基づき、昭和五十五年九月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良（中野地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年九月二十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市鍛冶町一丁目二 八二六番地	倉吉市福守町字荒木四 八二一四の一部、四八	幅員 四・〇〇〜一八・七メートル

ダイエイ工業有限会社
代表取締役 谷口新正

二一五、四八三一、
四八三五及び四八四一
二、宇三反総サ二八五
一、二の一部及び二八五
一四並びに字掛樋二八
六一五並びに字掛樋二
八六一一、二八六一二、
二八六十三、二八六一
五、二八七十四及び二
八七一一の地先農道

延長
八一・一メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十五年九月二十九日(月)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条
第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、関
歴等を次のとおり告示する。

昭和五十五年九月二十六日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び履歴	委嘱年月日
氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び履歴	委嘱年月日
下田 三子夫	昭三、四、五	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	自宅 (087)31367	広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二、廿
椋 貞男	昭四、五、三	鳥取市寿町二五五	鳥取地方労働委員会委員(会長代理)	自宅 (087)31338	鳥取県出納長 日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭三、一、五
国谷 次夫	大1、10、三	西伯郡名和町東坪二一六	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	短大 (0854)2112 自宅 (0854)2109	大阪家庭裁判所首席調査官	昭五、七、四
松本 萬寿夫	大五、一、三	境港市渡町一二七〇	境港市史編さん審議会専門員 鳥取県地方労働委員会委員	市役所 (0854)4132 自宅 (0854)5105 事務所 (087)6186台	鳥取県立米子工業高等学校校長 社会福祉法人鳥取県厚生事業団鳥取県立境港通動寮寮長	昭三、三、元
岩田 俊夫	大六、三、六	鳥取市江崎町九五	日本赤十字社鳥取県支部事務局長	自宅 (087)31127	鳥取県地方労働委員会事務局長	昭五、三、三
田中 蓬篤	大二、一、廿	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教育学部長	大学 (087)61031 自宅 (087)31536		昭四、四、三
垣田 堅二郎	大四、二、八	倉吉市東岩倉町二二七七	垣田病院院長	病院 (0854)21305 自宅 (0854)21603		昭四、二、六
勝部 可盛	昭八、三、四	米子市上福原一四五九の六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 (0854)31258 自宅 (0854)31467		昭四、四、三
直野 喜光	昭六、一、三	米子市加茂町一丁目二二	弁護士	自宅 (0854)31733		昭四、四、七
谷口 富雄	大三、三、七	鳥取市浜坂一六一〇	国鉄労働組合米子地方本部 鳥取支部特別執行委員	組合 (087)31502 自宅 (087)3175	国鉄労働組合米子地方本部 鳥取支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	昭四、三、三
遠藤 崇	大	米子市西三柳四五六五の四	鳥取県労働組合総評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	県総評 (087)3131 自宅 (0854)1567	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局長	昭四、二、六

松篠重允	大八、五、二〇	境港市大正町四四	米子木工株式会社取締役社長 山陰家具工業株式会社取締役社長 日本海住宅産業株式会社取締役社長	会社 (〇八九)三一〇三三 自宅 (〇八九)四一三六八	米子木工株式会社専務取締役	昭四、三、二七
鈴木実	大九、八、二	鳥取市亥好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 (〇八七)三一八四四 自宅 (〇八七)三一〇〇三	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	昭三、三、二六
田中和夫	大二、九、一〇	八頭郡用瀬町安蔵三四	鳥取信用金庫理事	金庫 (〇八七)三一三四二 自宅 (〇八六)八二三五五	鳥取信用金庫常務理事	昭五、四、三
藤井敏郎	大二、〇、六	米子市皆生二〇九三	株式会社山陰放送専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (〇八九)三一三二二 自宅 (〇八九)三一六〇三	株式会社山陰放送常務取締役	昭四、三、六
野間潔	大四、五、三	米子市錦町二丁目二二	米子信用金庫常務理事	金庫 (〇八九)三一三四四 自宅 (〇八九)三一三六四	米子信用金庫理事	昭四、三、二七
小林繁	大五、七、四	米子市皆生一六六一の五四	米子機工株式会社取締役社長 株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (〇八九)元一〇三三 自宅 (〇八九)三一三四五	株式会社米子鉄工所取締役	昭四、二、四
藤田忠義	昭三、三、二六	倉吉市福庭五四四の一	神鋼機器工業株式会社総務部長	会社 (〇八八)六一三二二 自宅 (〇八八)六一〇三三	神鋼機器工業株式会社総務部次長	昭四、六、二七
谷口俊男	大三、二、九	鳥取市桜谷六八	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 (〇八七)六一一七五七 自宅 (〇八七)六一一五九三	鳥取県地方労働委員会事務部次長	昭四、七、二六
原田芳秋	大三、九、三	鳥取市掛出町五の三	鳥取県地方労働委員会事務局次長	事務局 (〇八七)六一一七五八 自宅 (〇八七)六一一〇六八	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	昭四、一、二六
松本英俊	大四、三、一〇	八頭郡家町下坂四〇二	鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	事務局 (〇八七)六一一七五九 自宅 (〇八七)六一一〇六九	鳥取県総務部消防防災課課長補佐	昭三、六、三
田中淳一	昭六、六、三	鳥取市田園町四丁目一六六	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	事務局 (〇八七)六一一七六〇 自宅 (〇八七)六一一〇七〇	鳥取県総務部職員厚生課課長補佐	昭三、四、二四

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】